

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱

令和元年10月9日

告示第44号

(趣旨)

第1条 市は、雲仙市総合計画に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住して就職し、又は創業等した者に対し、予算の範囲内において雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、その交付については、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）及び移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号。以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この告示において定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、申請者が、当該申請者を含む2人以上の世帯員を有する世帯（以下「世帯」という。）に所属する場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。

(対象要件)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者は、第1号に規定する要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかに規定する要件を満たすものとする。ただし、申請者が世帯に所属する場合においては、これらの要件に加えて、第6号に規定する要件を満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、及び東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を市へ異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 平成31年4月26日以後に、市に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内の期間内にあること。
 - (ウ) 移住支援金の申請の日から5年以上継続して市に居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
- (ア) 補助対象者及びその世帯員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。
 - (イ) 日本国籍を有する者（以下「日本人」という。）又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に定めるもののほか、市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件
- ア 一般の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
 - (イ) 移住支援事業を実施する長崎県が、自ら開設し、及び運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に、移住支援金の対象として掲載している求人に基づく就業先であること。
 - (ウ) 就業者の3親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ) の求人への応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。
 - (カ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して、就業先に勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業者の3親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (エ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して、当該就業先において勤務する意思を有していること。

- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金交付要綱（令和3年2月9日府地創第34号）の規定による地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件 雲仙市の地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 過去に雲仙市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。
 - イ 過去に雲仙市内の事業所に通算1年以上勤務していたこと。
 - ウ 雲仙市お試し住宅事業実施要綱（平成29年雲仙市告示第8号）第6条第2項の利用許可書の交付を受けたことがあること。
 - エ 市が市内で実施する関係人口に関するイベント（市が委託して実施するものを含む。）に現地参加したことがあること。
- (5) 創業に関する要件 長崎県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けた日から1年以内であること。
- (6) 世帯に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時において同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも平成31年4月26日以後に市に転入したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において転入後3月以上1年以内の期間内にあること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとし、同条第4号に規定する書類として、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 本人確認書類
- (2) 戸籍の附票（世帯の申請の場合は、世帯員全員分とし、申請日から連続する過去5年間に本籍地を変更した場合は、その変更した全ての戸籍の附票とする。）。この場合において、前条第4号アの規定により申請する場合は、在住期間が記録されて

いる全ての戸籍の附票

(3) 住民票の謄本

(4) 世帯の申請の場合は、世帯主がわかる移住元の住民票の除票（申請者を含む世帯員全員分）

(5) 就職の場合は、前条第2号に定める就業先の就業証明書（様式第2号又は様式第3号）

(6) 前条第4号ウの規定により申請する場合は雲仙市お試し住宅の利用許可書の写し、同号エの規定により申請する場合は関係人口に関するイベントの参加証明書

(7) 創業の場合は、創業支援金の交付決定通知の写し

(8) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(9) 雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がない証明書（転入直後で雲仙市税の課税がない申請者にあつては、前住所地の市区町村税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がないことを証する書類）

2 前項の交付申請書は、規則第18条の規定により、規則第3条に規定する様式の特例として定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付に係る調査承諾書（様式第5号）を添付して申請した場合には、同項第9号に規定する雲仙市税の滞納がない証明書の添付は、省略できるものとする。

（補助金の交付制限）

第5条 申請者及びその世帯員に雲仙市税の滞納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

（交付決定）

第6条 市長は、第4条第1項の申請があつた場合において、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付の決定をし、速やかに雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

2 前項の交付決定通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（交付請求）

第7条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、移住支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還）

第9条 第7条第1項の規定による請求により移住支援金の交付を受けた者は、次に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める額を市に返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた

場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 交付を受けた移住支援金の全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間内に、市から転出した場合 交付を受けた移住支援金の半額

2 市長は、前項の規定により移住支援金の返還を命ずるときは、雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

（債権の回収の特例）

第10条 市長は、前条第1号イ及び第2号に該当する者のうち、長崎県内の他の市町で県実施要領による事業を実施している市町（以下「事業実施市町」という。）へ転出した者に対し、前条第1項の規定による移住支援金の返還を命ずるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する返還すべき額の4分の3に相当する額の返還を求めないものとする。ただし、事業実施市町以外の市町又は長崎県外の市町村に転出した場合は、この限りでない。

（個人情報の取り扱い）

第11条 市長は、移住支援金の交付に際して得た個人情報について、移住支援金の交付以外のために利用してはならない。ただし、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合であつて、雲仙市個人情報保護条例（平成17年雲仙市条例第10号）その他関係法令等の規定に基づき適切に利用する場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。